

生衛第 223号の3

平成16年 2月 2日

特定非営利活動法人

化学物質過敏症支援センター

事務局長 綱代 太郎 様

奈良県福祉部健康局

生活衛生課長



保健所のシックハウス対策について

平成15年1月19日付けで照会のありましたことについては、別紙のとおりです。

## 保健所におけるシックハウス症候群等 に係る取り組みについて（回答）

本県におきましては、化学物質による健康や環境への悪影響の低減及びシックハウス症候群や化学物質過敏症の発症者等からの相談・測定依頼などに対応すべく、平成13年度から積極的に取り組んでいるところです。

平成13年度には、建築・土木部局及び教育委員会を含む6部局12課で構成する「シックハウス対策庁内連絡会議」（事務局：県福祉部健康局生活衛生課）を設置し、県庁内の各課で取り組んでいる施策についての情報の一元化を図り、横断的な取り組みを推進しているところです。

また、これまで折にふれ、県広報誌「県民だより」への掲載をはじめパンフレットの作成配布、ホームページの開設等により、県民の知識と理解を深めていただくとともに 農薬・殺虫剤散布等について協力を求めているところです。

なお、貴化学物質過敏症支援センターからお尋ねのありました本県保健所の取り扱い状況につきましては、下記のとおりです。

- 県下保健所（5箇所）衛生課に「シックハウス症候群等相談窓口」を設置し、発症者等からの相談や化学物質による「室内空気汚染」の簡易測定依頼に応じています。  
なお、県民等からの相談や問い合わせにつきましては、「シックハウス症候群窓口対応マニュアル」を作成して対応しております。
- また、保健所担当者については、県内外で開催されるフォーラムや研修会等へ参加させるなど、資質の向上に努めているところです。
- 県医師会等とも連携をとりながら、発症者が身近な医療機関で受診できるよう依頼をしているところですが、貴センターもご指摘のように全国的にみても総合的に診察できる医療機関が少ないことから、医療機関の紹介にも苦慮しているところです。  
本県といたしましても、国に対して専門病院の指定の追加等を要望しているところです。

今後とも、県民の健康増進、環境衛生保全、化学物質に係る安全対策の推進について、総合的に取り組んでまいります。